



Press Release

厚生労働省 東京労働局発表
平成22年12月1日

担当	東京労働局 労働基準部 賃金課
	課長 田谷 信介
	主任賃金指導官 武笠 重信
	賃金指導官 高橋 幸樹
Tel 3512-1614 (直通)	

東京都の特定（産業別）最低賃金の引上げを決定

- 1 東京労働局長（東 明洋）は、東京都鉄鋼業最低賃金など東京都において定められている6業種の特定（産業別）最低賃金の内5業種について、本日まで各特定（産業別）最低賃金を8円～9円引き上げる金額改正の官報公示を行いました。これにより、同最低賃金は次表のとおり、本年12月31日から改正発効することとなります。

平成22年 東京都の特定（産業別）最低賃金の改正内容

最低賃金の名称	時間額（引上額・引上率）	発効日
鉄鋼業	846円（9円・1.08%）	22.12.31
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	832円（8円・0.97%）	22.12.31
業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	829円（8円・0.97%）	22.12.31
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	832円（8円・0.97%）	22.12.31
出版業	827円（8円・0.98%）	22.12.31

今年度改正が見送られた特定（産業別）最低賃金

各種商品小売業	792円（0円・0%）	21.12.31
---------	-------------	----------

- 2 東京都の特定（産業別）最低賃金については、本年8月23日に東京労働局長から東京地方最低賃金審議会（会長 安西 愈）に対して改正諮問を行いました。

同審議会は、業種ごとに5つの専門部会を設けて審議を重ね、各専門部会の審議結果を基に、東京労働局長に対し金額改正等の答申を行いました。東京労働局長は、この答申を参考に改正することを決定したものです。

- 3 特定（産業別）最低賃金は関係労使の申し出に基づき決定されるもので、今年度の改正による引上率は、加重平均で0.98%となりました。

なお、上記の産業を含め都内の全使用者及び全労働者（派遣中のものを含む。）に適用される東京都最低賃金は、既に本年10月24日から時間額821円（引上額30円、引上率3.79%）に改正されています。

(参考)

1 適用

特定（産業別）最低賃金は、東京都内の該当産業の事業場で働く労働者（派遣中の労働者を含む）に適用されるもので、次の労働者を除き、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の雇用形態、性、国籍等の区別なく適用されます。

* 次の労働者は、東京都特定（産業別）最低賃金が適用されず、東京都最低賃金（時間額 8 2 1 円）が適用となります。

- ① 1 8 歳未満又は 6 5 歳以上の者
- ② 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ④ 業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金については、手作業により又は手工具若しくは小型電動機械（卓上又は手持式で使用するものに限る。）を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、組立て、刻印、みがき、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務に従事する者

* 各種商品小売業最低賃金については、東京都最低賃金が各種商品小売業最低賃金より高額となったため、東京都最低賃金 8 2 1 円が適用されます。

2 金額

次の賃金は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当
- ③ 臨時に支払われる賃金
- ④ 賞与など 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金

3 特定(産業別)最低賃金の適用労働者数等

最低賃金の名称	適用事業場数	適用労働者数
鉄 鋼 業	406	10,449
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	974	17,130
業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	4,665	131,295
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	960	35,945
出 版 業	2,801	55,870
合 計	9,806	250,689